

サービス提供体制強化加算()算定表

1.「前年事業実績が6ヶ月以上ある事業所用」

月	直接提供職員 常勤換算数(A)	(A)のうち3年以上勤続者 常勤換算数(B)	B / A (30%)
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
		合計(C)	
		平均(C/11)	

2.「前年事業実績が6ヶ月に満たない事業所・新規事業所用」

月	直接提供職員 常勤換算数(A)	(A)のうち3年以上勤続者 常勤換算数(B)	B / A (30%)
		合計(C)	
		平均(C/3)	

- 注1 職員の割合の算出にあたっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いる。
- 2 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、または再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。
この場合は、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨の届出を提出しなければならない。
- 3 介護職員に係る常勤換算にあたっては、利用者・入所者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求業務等介護に関わらない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。
- 4 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。
- 5 サービスを直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員または機能訓練指導員とする。